

令和7年度の国民健康保険税率設定について

1. 令和7年度納付金算定（本係数）における各数値の状況

【兵庫県全体の状況（仮係数時点との違い）】

◎一人当たり納付金の変動状況

仮係数時点よりも0.4%増（R6比較 1.9%増）

◎仮係数時点からの主な変動要因

- (1)被保険者数及び保険給付費の推計において直近実績を反映
- (2)高額療養費自己負担額引き上げを反映
- (3)国から示される係数の置き換え
- (4)納付金の伸び率調整のため県基金を活用

【兵庫県全体の状況】	①R7年度（本係数）	②R7年度（仮係数）	伸び率 ①/②	③R6年度	伸び率 ①/③
一人当たり納付金	159,279 円	158,630 円	0.4%	156,340 円	1.9%
うち医療給付費分	110,207 円	109,633 円	0.5%	108,058 円	2.0%
後期高齢者支援金分	36,493 円	36,569 円	-0.2%	35,520 円	2.7%
介護納付金分	37,423 円	36,892 円	1.4%	38,619 円	-3.1%
一人当たり保険給付費	391,136 円	390,216 円	2.4%	383,955 円	1.9%
被保険者数	915,978 人	921,522 人	-0.6%	959,213 人	-4.5%
保険給付費総額	3,583 億円	3,596 億円	-0.4%	3,682 億円	-2.7%

【川西市の状況（仮係数時点との違い）】

◎1人当たり納付金の変動状況

仮係数時点よりも0.9%増（R6比較 3.5%増）

【川西市の状況】	①R7年度（本係数）	②R7年度（仮係数）	伸び率 ①/②	③R6年度	伸び率 ①/③
一人当たり納付金	160,271 円	158,876 円	0.9%	154,875 円	3.5%
うち医療給付費分	109,650 円	108,513 円	1.0%	105,495 円	3.9%
後期高齢者支援金分	37,432 円	37,401 円	0.1%	36,211 円	3.4%
介護納付金分	37,760 円	37,155 円	1.6%	38,659 円	-2.3%

◎標準保険料率の推移（実績と今後の見込）

（令和7年度の標準保険料率を基に市が見込んだ標準保険料率）

区分		標準保険料率					現行税率	R9と現行税率の差
		R5年度 (実績)	R6年度 (実績)	R7年度 (実績)	R8年度 (見込)	R9年度 (見込)		
医療分	所得割	6.96%	7.29%	7.43%	7.51%	7.59%	7.07%	0.52pt
	均等割	30,154 円	31,020 円	32,098 円	32,852 円	33,627 円	29,000 円	4,627 円
	平等割	19,537 円	20,331 円	20,624 円	21,109 円	21,607 円	20,800 円	807 円
後期支援金分	所得割	2.81%	3.01%	3.02%	3.09%	3.16%	2.76%	0.4pt
	均等割	11,806 円	12,506 円	12,874 円	13,303 円	13,747 円	10,200 円	3,547 円
	平等割	7,649 円	8,197 円	8,272 円	8,547 円	8,833 円	8,000 円	833 円
介護分	所得割	2.64%	2.71%	2.62%	2.70%	2.78%	2.69%	0.09pt
	均等割	13,838 円	13,972 円	13,516 円	14,024 円	14,547 円	11,600 円	2,947 円
	平等割	6,754 円	6,999 円	6,639 円	6,889 円	7,146 円	6,000 円	1,146 円

（世帯構成別負担イメージ）

モデル世帯	想定収入 (所得)	年間税額			R5～8 負担軽減額※
		現行税額①	R9税額②	R9増減額 ②-①	
給与所得・単身世帯(40歳以上65歳未満)	98万円(43万円)	25,680 円	29,780 円	4,100 円	-9,080 円
給与所得・単身世帯(40歳未満)	200万円(132万円)	155,480 円	173,460 円	17,980 円	-34,800 円
給与所得・2人世帯(40歳以上65歳未満夫婦)	300万円(202万円)	335,460 円	376,520 円	41,060 円	-86,890 円
給与所得・3人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦+6～18歳子ども1人)	500万円(356万円)	567,460 円	632,250 円	64,790 円	-133,080 円
給与所得・4人世帯 (40歳以上65歳未満夫婦+6～18歳子ども2人)	700万円(520万円)	811,990 円	901,510 円	89,520 円	-180,940 円
年金所得・単身世帯(65歳以上夫婦)	153万円(43万円)	20,400 円	23,300 円	2,900 円	-5,500 円
年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)	200万円(90万円)	99,790 円	113,080 円	13,290 円	-27,660 円
年金所得・2人世帯(65歳以上夫婦)	700万円(527万円)	582,470 円	644,920 円	62,450 円	-125,650 円

※令和5年度から8年度までの間、標準保険料率を採用せずに税率と課税限度額を据え置くことによる影響額の合計。

2. 財政収支見込み

【財政収支見込み（仮係数時点との違い）】

◎令和6年度から8年度の収支が改善 +69,830千円（仮係数時点：-799,368千円⇒本係数時点：-729,538千円）

◎仮係数時点からの主な変動要因 被保険者数、国民健康保険事業費納付金の推計において直近実績を反映

歳入	科目	R5実績 R6 R7 R8				推計要件など
		R5実績	R6	R7	R8	
歳入	国民健康保険税	2,770,842	2,666,084	2,495,061	2,417,392	被保険者数などの見込数値から試算。
	使用料及び手数料	1,256	1,207	668	668	督促手数料など。R7.4からの督促手数料徴収廃止と滞納繰越分収納額の減少分を反映。
	国庫支出金	672	10,558	0	0	マイナ保険証に係るシステム改修費など（その都度補助対象項目が示される）。
	県支出金	463,434	433,601	449,885	405,740	R7被保険者努力支援、県繰入金などは県が提示した額。特定健診負担金は受診者見込数より推計。
	財産収入	10	665	1,319	1,345	国民健康保険事業基金積立金利息。R7、R8は利率0.125%で見込。
	繰入金	1,184,641	1,175,643	1,154,719	1,109,414	保険基金安定繰入金など。国保税と同様に被保険者数などの見込数値から試算。
	繰越金	165,228	92,877	1	1	1 決算時点において翌年度精算額の発生が見込まれる際に計上。推計時点では見込まない。
	諸収入	63,118	61,039	81,964	74,938	延滞金、雑入（第三者納付金、返納金）など。R8はR7見込額に被保険者数の減少率を乗じた。
歳入合計(A)		4,649,201	4,441,674	4,183,617	4,009,498	
歳出	総務費	273,311	306,245	321,039	321,039	国保事業運営のための事務費。財源は一般会計からの繰入金。
	国民健康保険事業費納付金	4,000,246	3,950,397	3,877,595	3,917,912	R7は県が本係数時点で示した額。R8はR7の県全体一人当たり納付金伸び率(県基金活用前)を参照し推計。
	保健事業費	135,846	131,704	150,539	146,110	R7は被保険者数から見込んだ特定健診対象者数などから費用を算出。R8は被保険者数の減少率を乗じた。
	基金積立金	105,448	43,638	1,319	1,345	R7、R8は国民健康保険事業基金積立金利息分を計上。
	諸支出金	87,333	80,086	55,496	53,863	保険税還付金や保険給付費等交付金償還金。R8は被保険者数の減少率を乗じた。
予備費	0	0	3,000	3,000	予算時点では予備費を見込む。	
歳出合計(B)		4,602,184	4,512,070	4,408,988	4,443,268	
歳入歳出差引(A)-(B)		47,017	-70,396	-225,371	-433,771	R6～8合計 -729,538千円
基金残高		1,102,477	1,075,719	851,667	419,242	R6～8の間に基金を683,235千円活用

（参考）（仮算定時点）

	R5実績	R6	R7	R8	
歳入歳出差引額	47,017	-93,801	-261,823	-443,744	R6～8合計 -799,368千円
基金残高	1,102,477	1,052,644	792,140	349,712	R6～8の間に基金を752,765千円活用

3. 令和7年度の税率設定について（答申の方向性）

◎令和8年度まで税率を据え置く場合、基金残高約11億円のうち約6億8,000万円を活用して被保険者の負担軽減が図られる見込み。

◎被保険者の負担に配慮しながらも一定将来の国民健康保険事業の安定的運営が可能であることから、令和4年度に決定した方針どおり、令和7年度も税率を据え置く。

◎令和9年度に税額が大幅に増額となる可能性があることから、被保険者に対して、税率を据え置いている状況や、令和9年度に税額が上がる見込みであることを引き続き丁寧に周知広報すること。

◎安定的な運営のために、引き続き国や県に財政支援の拡充を要望していくとともに、医療費適正化に向けてデータヘルス計画に基づいた保健事業を推進していくこと。